コロンビア内政・外交（２０１４年５月）

I 概要

【内政】

●１６日　ＦＡＲＣ及びＥＬＮによる大統領選挙期間中の一方的停戦宣言

　　　　　ＦＡＲＣとの和平交渉における３点目の課題についての合意

●２５日　大統領選挙

【外交】

●２日　対ニカラグア「領土及び海洋紛争」に関する憲法裁判所の判決

●７～８日　オルギン外相のコスタリカ訪問

●９日　オルギン外相の第３５回ＥＣＬＡＣ総会出席（於：ペルー）

●１８～１９日　オルギン外相のベネズエラ訪問

●２１日　コノヴァロフ・ロシア法務大臣の当国訪問

●２２～２３日　オルギン外相のＵＮＡＳＵＲ外相会合出席（於：エクアドル）

●３０日　第１１回太平洋同盟閣僚級会合（於：ペルー）

Ⅱ 本文

【内政】

１　ＦＡＲＣ及びＥＬＮによる大統領選挙期間中の一方的停戦宣言

　１６日，ＦＡＲＣ及びＥＬＮは，大統領選挙期間中の５月２０日午前０時から２８日２４時までの間，一方的に停戦する旨発表した。ＦＡＲＣのパブロ・カタトゥンボ西部師団長が読み上げたＦＡＲＣ及びＥＬＮの双方により署名された声明文は，大統領選挙期間中の平穏を保障するための新たな停戦宣言を求める大きな世論を考慮した旨述べていた。

　なお，本件一方的停戦発表の前日（１５日），１３歳及び１４歳の少年が太平洋沿岸のトゥマコの警察施設襲撃に利用された事件（１４日）が，ＦＡＲＣによるものであるとされ，ＦＡＲＣに対する非難が高まっていた。

２　ＦＡＲＣとの和平交渉における３点目の課題についての合意

　１６日，政府とＦＡＲＣは３点目の課題として交渉中であった違法薬物問題の解決につき，ハバナにおいて合意し，合意文書に署名した。同合意においてＦＡＲＣは，「武装蜂起遂行のために生じた如何なる麻薬取引との関係にも」終止府を打つ旨述べた。なお，政府とＦＡＲＣの双方は，これまでに合意された課題は，和平の最終合意が署名されて初めて有効となる旨改めて表明した。

　同合意の主な内容は，政府の麻薬対策政策方法を除草剤散布でなく代替作物への自発的転換を中心とすること，ＦＡＲＣが地雷敷設場所の情報を提供すること（コカ栽培地域にはコカの除去や精製工場の破壊を防ぐための地雷が敷設されている），違法作物栽培農家の多い地域での教育医療支援を含む総合計画を策定すること，麻薬ビジネス・チェーンにおける最弱者である消費者及びコカ栽培農家について犯罪者として扱わないこと，公職者による麻薬関連汚職の取り締まり強化をすること等であった。

３　大統領選挙

　２５日午前８時から１６時までの間，当国において大統領選挙が実施された結果，いずれの候補も有効投票の過半数に満たなかったことから，憲法の規定に従い，上位２名のスルアガ候補とサントス大統領との間で決戦投票が６月１５日に実施されることとなった。

なお投票率は約４０％であった。投票終了後ピンソン国防大臣は，史上最も平穏な選挙であった旨述べつつ，約５０万人の国軍兵士に謝意を表した。

　暫定結果発表後の２５日夜，サントス大統領及びスルアガ候補が行った発言の概要は以下のとおり。

（１）サントス大統領

　決選投票では，コロンビア国民は「紛争の終結」か「果てしない紛争」か選ばなければならない。ロペス候補とは政策の方向性が一致する。

（２）スルアガ候補

　ウリベ前大統領はコロンビアに希望を取り戻した。我々は彼の旗を回復させよう（ウリベの政策を踏襲しよう）。和平には裁きが必要である。ＦＡＲＣに国の指揮をさせてはならない。コロンビア最大の麻薬組織であるＦＡＲＣに大統領が操られてはいけない。刑罰免除を認めれば，犯罪を犯しても正直者でいても同じということになってしまう。

【外交】

１　対ニカラグア「領土及び海洋紛争」に関する憲法裁判所の判決

　２日，憲法裁判所は，対ニカラグア「領土及び海洋紛争」事件に関する国際司法裁判所（ＩＣＪ）の判決を適用不可能とする判決を下し，従来からの政府の主張を追認した。

憲法裁判所への訴状では，コロンビア共和国憲法において，コロンビアの境界は，政府により締結され，国会において可決され，かつ憲法裁判所により検証された条約によってのみ，修正または設定できる旨定められているとして，ＩＣＪ管轄権の根拠となったボゴタ条約を批准した国内法の違憲性が主張されていた。

　憲法裁判所は，ＩＣＪ管轄権の根拠となったボゴタ条約自体の有効性は認めたものの，本件ＩＣＪ判決は適用不可能であり，新たな条約の締結後にのみ適用されうる旨判決を下した。

２　オルギン外相のコスタリカ訪問

　７～８日，オルギン外相は，ソリス・コスタリカ大統領の就任式出席のため，コスタリカを訪問した。

３　オルギン外相の第３５回ＥＣＬＡＣ総会出席（於：ペルー）

　９日，オルギン外相は第３５回ＥＣＬＡＣ総会出席のため，ペルーを訪問した。オルギン外相は，経済社会発展の課題に関するパネルに参加し，持続可能な発展のためには，インフォーマリティ（非正規労働）の減少，人材育成と付加価値の増加，ＰＰＰ（官民連携）を通じたインフラ強化，タイムリーな気候変動対策が重要であり，南南協力の余地も多い旨述べた。

４　オルギン外相のベネズエラ訪問

　１８～１９日，オルギン外相は，ＵＮＡＳＵＲ外相委員会の一員としてベネズエラを訪問し，野党連合（ＭＵＤ）及びベネズエラ政府とそれぞれ個別に会合し，与野党間対話の再開に向けた働きかけを実施した。

５　コノヴァロフ・ロシア法務大臣の当国訪問

　２１日，コノヴァロフ・ロシア法務大臣が当国を訪問し，経済・貿易・科学技術協力のための両国政府間委員会においてオルギン外相とともに共同議長を努めた。同委員会では，２０１３年６月にモスクワで開催された会合の際の諸合意について進捗状況の確認がなされた。

６　オルギン外相のＵＮＡＳＵＲ外相会合出席（於：エクアドル）

　２２～２３日，オルギン外相はＵＮＡＳＵＲ外相会合に出席するため。エクアドルのガラパゴス諸島を訪問した。同会合では，コロンビアにおける和平対話の進展に関する声明が採択された。右声明は，コロンビアにおける和平交渉を支持するとともに，和平交渉３点目の課題であった違法薬物問題の解決に関する５月１６日の合意に満足の意を表明した。

７　第１１回太平洋同盟閣僚級会合（於：ペルー）

　３０日，オルギン外相及びロハス商工観光大臣は，第１１回太平洋同盟閣僚級会合に出席した。同会合では専門家会合の進捗が点検され、次回首脳会合のアジェンダ設定が行われた。オブザーバー国とのワーキングプログラムも採択された。トリニダード・トバゴとベルギーが新たにオブザーバー国となった。（了）